

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第35号

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受益者の土地の面積)

第2条 条例第5条に規定する受益者が負担する負担金（以下「負担金」という。）の額の算定基準となる土地の面積は、公簿による。ただし、これにより難しいとき、その他市長が必要と認めるときは、実測その他の方法によることができる。

(受益者の申告)

第3条 条例第7条に規定する賦課対象区域の公告の日現在において、当該賦課対象区域内に土地を有する受益者は、市長の指定する日までに、下水道事業受益者申告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、条例第2条第1項ただし書に規定する地上権等を有する者が受益者であるときは、その土地の所有者の同意を得て提出しなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地に2人以上の受益者があるときは、代表者を定め、その代表者が前項の申告書を提出しなければならない。

(受益者の変更)

第4条 条例第13条の規定による受益者の変更があったときは、当該変更に係る当事者の一方又は双方は、速やかに下水道事業受益者変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地に2人以上の受益者があるときは、代表者を定め、その代表者が前項の変更届を提出しなければならない。

(不申告等の認定)

第5条 市長は、前2条の規定による申告若しくは届出のないとき、又は申告若しくは届出の内容が事実と異なるときは、申告若しくは届出によらないで認定することができる。

(負担金の決定通知)

第6条 条例第8条第3項の規定による負担金の額及びその納付期日（以下「納期」という。）等の通知は、下水道事業受益者負担金決定通知書（様式第3号）によるものとする。

2 市長は、第4条第1項の規定による届出があったときは、新たに受益者となった者に対しては前項の下水道事業受益者負担金決定通知書により納付させる負担金の額及びその納期等を、従前の受益者に対しては下水道事業受益者負担義務変更（消滅）通知書（様式第4号）により変更後の負担金の額等を通知するものとする。

(負担金の納付)

第7条 受益者は、前条の負担金の額を20で除して得た額（以下「期別納付額」という。）を、毎年度次に掲げる納期に納付しなければならない。

- (1) 第1期 6月1日から6月30日まで
- (2) 第2期 9月1日から9月30日まで
- (3) 第3期 12月1日から12月28日まで
- (4) 第4期 翌年3月1日から3月31日まで

2 市長は、年度の途中から負担金の徴収を開始するとき、その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、別に負担金を分割し、納期を定めることができる。

(端数計算)

第8条 条例第5条の規定により計算された単位負担金額に円未満の端数があるとき、及び各受益者の負担金の確定金額に10円未満の端数があるときは、それぞれこれを切り捨てるものとする。

2 前条第1項の規定による期別納付額を計算する場合において、10円未満の端数があるときは、その端数金額を全て最初の期別納付額に合算するものとする。

(負担金の一括納付)

第9条 条例第8条第4項ただし書の規定による一括納付とは、同条第1項に規定する負担金の全額を市長が指定する日までに納付することをいう。

(負担金の徴収猶予)

第10条 条例第9条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書(様式第6号)により、当該受益者に通知するものとする。

3 負担金の徴収猶予の基準は、別表第1のとおりとする。

(徴収猶予の取消し)

第11条 市長は、前条第2項の規定により負担金の徴収の猶予を受けた者がその理由が消滅したとき又は徴収の猶予を継続することが適当でないと認めたときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。

2 市長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(様式第7号)により当該受益者に通知するものとする。

(負担金の減免)

第12条 条例第10条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金減免決定通知書(様式第9号)により、当該受益者に通知するものとする。

3 負担金の減免を受けた者は、その減免の理由が消失したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 負担金の減免の基準は、別表第2のとおりとする。

(繰上徴収)

第13条 市長は、既に納付義務の確定した受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、納期前であっても確定した負担金の額を徴収することができる。

- (1) 国税、地方税、分担金その他の公課の滞納によって滞納処分を受けたとき、又は受けるおそれのあるとき。
- (2) 強制執行を受けたとき、又は受けるおそれのあるとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 競売の開始があったとき。
- (5) 受益者である法人が解散したとき。
- (6) 受益者の死亡により、相続人が限定承認をしたとき。
- (7) 詐欺その他不正の行為により負担金の徴収を免がれ、又は免がれようとしたとき。

(納付管理人)

第14条 受益者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないときは、負担金の納付に関する一切の事項を処理させるため、市内に居住するもののうちから納付管理人を定め、下水道事業受益者負担金納付管理人選任（変更、廃止）届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。納付管理人を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(住所変更届)

第15条 受益者は、自己又は納付管理人の住所又は居所に変更があったときは、下水道事業受益者（納付管理人）住所変更届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に廃止前の天理都市計画下水道事業受益者負担に関

する条例施行規程（平成22年4月天理市上下水道局管理規程第25号）の規定により上下水道事業の管理者の権限を行う市長が行った処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定により市長が行ったものとみなす。

別表第 1 （第10条関係）

受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予の対象となる土地	徴収猶予率	徴収猶予の期間
1 市長がその状況により市街化することが遅れると予想され、かつ、当分の間生産緑地として特にやむを得ないと認める区域における田、畑、山林その他これに準ずる土地（ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く。）	5 割	市長の認定する期間
2 市長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めた土地	市長の認定する率	市長の認定する期間

別表第 2 （第11条関係）

受益者負担金減免基準

減免の対象となる土地	減免率
1 国及び地方公共団体の所有又は使用に係る土地	%
（1） 一般庁舎用地	50
（2） 学校用地	75
（3） 社会福祉施設用地	75
（4） 病院用地	25
（5） 公営企業及び公共企業体等の財産である土地	25
（6） 有料の職員宿舍用地	25
（7） 図書館、市民会館、公民館、体育施設及びこれらに準ずるものに係る用地	50
2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第 3 条に規定する	50

学校法人が設置するものに係る土地（施設管理者又は職員等の住居に使用する建物の用地又は各種学校を除く。）	
3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設に係る土地	75
4 鉄道用地	
（1）線路敷地	25
（2）踏切に係る敷地	100
（3）駅前広場に係る土地	100
5 自治会等が管理する施設に係る土地	
（1）公会堂、公民館、集会所等の用地（管理人等が住居に使用する建物の用地を除く。）	75
（2）消防器具、備品等の格納庫の用地	100
6 公共性の高い私道で、公道に準ずると認められるもの及び水路の敷地	100
7 生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受けている者	
（1）生活扶助期間中の期別納付額に対する減免	100
（2）生活扶助解除後の期間に係る期別納付額に対する減免	0
8 生活扶助を受けている者に準ずると認められる生活困窮者	
（1）生活困窮状態の継続期間中の期別納付額に対する減免	50
（2）生活困窮状態が終わった後の期間中に係る期別納付額に対する減免	0
9 市長が、その状況により特に減免する必要があると認めたとき。	その状況に応じて決定する。

様式第1号（第3条関係）

下水道事業受益者申告書

No. _____

受付
印

年 月 日

(TEL _____)

天理市長 様

受益者（代表者）（自署）住所 _____
氏 名 _____

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申告します。

記

受		益 地				所 有 者			摘 要							
土 地 の 所 在	地 番	地 目	地 積	権利の種類	権 利 の 間 存 続 期	住 所	氏 名	同意印								
			m ²													
合 計	※ 筆 数		宅 地		※ 備 考						※ 処 理	賦課 台帳				
			宅地以外													
			計													

備考 ※印欄は、記入しないでください。（裏面をよく読んで記入してください。）

申 告 さ れ る と き の 注 意

- 1 この申告は、本年下水道事業の受益者負担金が賦課される区域（ 年 月 日天理市公告第 号に記載されている地域）の受益者が申告してください。
- 2 この申告で「受益者」とは、公共下水道の排水区域内の土地の所有者をいいます。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のため設定された権利を除く。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいいます。
- 3 同一の土地に2人以上の受益者があるときは、代表者を定め、その代表者が申告してください。
- 4 「土地の所在」「地番」「地目」「地積」の欄は、土地台帳のものをそれぞれ記入してください。
- 5 「権利の種類」の欄には、権利の目的となっている土地について所有権、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の別を記入してください。
- 6 「権利の存続期間」の欄には、土地の所有者以外の受益者がそれぞれの権利を設定した期間を記入してください。
- 7 「同意印」の欄は、土地の所有者以外の権利者が受益者になる場合に捺印してください。
- 8 「摘要」の欄には、地目、地積などが現況と異なる場合にはその現況その他参考となる事項を記入してください。
- 9 この申告書は、 年 月 日までに へ提出してください。もし、期限までに提出がない場合は、市長が認定したもので負担金をお願いすることになります。
- 10 この申告について、おわかりにならない点がありましたら 課（電話 内線 ）までお問い合わせください。

様式第2号（第4条関係）

下水道事業受益者変更届

受付
印

年 月 日

天理市長 様

新受益者 (TEL)
(代表者) 住 所 氏 名
旧受益者 (TEL)
(代表者) 住 所 氏 名

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

新 受 益 地							所 有 者			
土地の所在	地 番	地 目	地 積	変更年月日	新権利の種	新権利の存続期間	住 所	氏 名		
			m ²							
※ 合 計	※ 筆 数				理 由					
※ 備 考						変更通知	賦 課 台 帳			係

- (注) 1 この届書は、所有権、借地権などの権利の移転があったときは、速やかに提出することになっています。
2 「所有者」の欄は、新受益者が所有権者以外の権利者である場合にのみ記載してください。
3 届出のあった日までの納期に係る負担金の期別納付額は、旧受益者の負担になり、それ以後の期別納付額は、新受益者の負担になります。

※印欄は、記入しないでください。

様式第3号（第6条関係）

下水道事業受益者負担金決定通知書

No.

賦課年度	受益者 住所 _____ 氏名 _____ 様					年 月 日			
台帳番号						天理市長 印			
						次のとおり、受益者負担金を決定したので通知する。			
当初の負担金額の算式		A 当初の負担金決定額		B 受益者負担分		C 減免額	D 徴収猶予額	E 差引負担金納付額	F あなたが納付する納期数
単位負担金額（1㎡当たり）94円×		円		円		円	円	円	回
期別納付額	年度分計	第1期	第2期	第3期	第4期	一括納付額	最終納期（一括・分割）		左記の期別納付額を納期ごとに別紙納入通知書によって納めてください。 （この通知書では納入できません。）
						年度第1期納付額	年 月 日		
	円	円	円	円	円	円	左の金額で最終納期まで納付してください。		
						円			

賦課根拠その他

- この負担金は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第8条の規定により賦課されるものであり、同条例施行規則第6条の規定により賦課決定を通知するものです。
- この負担金は、一括で納付するか、5年（20回）に分割し、毎年4回、次に掲げる納期に納付通知書で納付してください。

○ 納 期

第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
6月1日から 6月30日まで	9月1日から 9月30日まで	12月1日から 12月28日まで	翌年3月1日から 3月31日まで

- 受益者に変更があったときは、速やかに受益者変更届を提出してください。なお、あなたが天理市内に居住せず、又は事業所等を有していない場合は、納付管理人を定めて、受益者負担金納付管理人届を提出してください。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第6条関係）

下水道事業受益者負担義務 変更
消滅 通知書

通知書番号														
賦課年度	受益者 住所 氏名 様						年 月 日							
台帳番号							天理市長 印							
							次のとおり受益者負担金額を変更したので通知します。							
A 受益者変更前の負担金納付額		B 新規負担金決定額負担義務消滅額		C 受益者変更後の負担金納付額		D 期別納付額合計（年度 期まで）		E 最終納期までの納付額（年度 期まで）		F 残存納期数		理 由		
円		円		円		円		円		回				
負担金賦課対象の土地面積変更欄				該当受益地に係る負担金の負担区分										
ア 変更前	イ 変更後	ウ 増加 地積 減少	エ 単位負担金額 1㎡当たり	オ 増加減少負担金額 (ウ)×(エ)	カ 新受益者負担分	キ 旧受益者負担分 (オ)－(カ)								
㎡	㎡	㎡	円	円	円	円								
区分	期別	前年度までの 期別納付額	年度期別納付 額計	第1期	第2期	第3期	第4期	年度 第1期	最終納期	該 当 受 益 地				
										土地の所在	地番	地目	面積	
(1) (変更前) 金額		円	円	円	円	円	円	円	年度				㎡	
(2) (変更後) 金額									第 期まで					
(2)－(1) 差額増減 (△)									左の金額で 納めてくだ さい。					
			納 期 限	6.30	9.30	12.28	3.31	6.30		計				

賦課根拠その他

- 1 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第8条の規定により当該排水区域内の土地所有者又は借地権者などにこの受益者負担金が賦課されており、同条例施行規則第6条第2項の規定により通知するものです。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号（第10条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書

※印欄は、記入しないでください。

受付
印

整理番号

年 月 日

天理市長 様

受益者（代表者）（自署）
住 所
氏 名

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第10条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

内	1 土 地	土 地 の 所 在	地 番	地 目	地 積		左 の う ち 猶 予 申 請 地 積		権 利 の 種 類	理 由
					m ²		m ²			
	2 そ の 他									

決 裁				係	※ 備 考		変 更 通 知	賦 課 台 帳

(注) 1 「土地」については、徴収猶予該当受益地の実測面積、付近の地積図及び略図を添付してください。

2 「その他」については、証明書等の証拠となる書類を添付してください。

様式第 6 号（第10条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書

通知書番号

賦課年度	受益者 住 所 _____ 氏 名 _____ 様					年 月 日 天理市長 印					
台帳番号						あなたから申請がありました受益者負担金の徴収猶予について、 下記のとおり決定したので通知します。					
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 9 条第 号に該当（ <u>す</u> る）から（ <u>猶予</u> ）します。											
徴収猶予の内容	土地の所在	地 番	地 目	地 積	猶予対象面積	負担金額	猶予率	猶予額	猶予期間		
				m ²	m ²	円		円	年 月 日から 年 月 日まで猶予		
	計										
却 下 と な っ た 理 由											
A 当初負担金決定額		B 旧受益者負担分		C 減免額	D 徴 収 猶 予 額	E 差引負担金納付額		F 期別納付額計 (年度第 期まで)		G 最終納期までの納付額 (年度 期から)	H 残存納期数
円		円		円	円	円		円		(E - F) 円	回
現 納 年 付 額 額 度 変 期 更 別 欄	期別 区分		年度分計	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	一括納付の額	最終納期 (年度第 期)		
	(1) (猶予前) 金		円	円	円	円	円	円	左の金額で最終納 期まで納めてくだ さい。 ・ ・		
	(2) (猶予後) 金										
	(2) - (1) 差額 (減)										
			納 期 限	6. 30	9. 30	12. 28	3. 31				

- (注) 1 この通知書は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第10条第2項の規定により通知するものです。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 7 号（第11条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書

通知書番号

賦課年度	受益者 住 所 _____ 氏 名 _____ 様					年 月 日 天理市長 印					
台帳番号						年 月 日付けで決定した受益者負担金の徴収猶予について、 下記のとおり取り消したので通知します。					
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第11条第 1 項の規定により取り消します。											
取消 し の 内 容	土地の所在	地 番	地 目	地 積	猶予対象面積		負担金額	徴収猶予額	徴収猶予取消額		
				m ²	m ²		円	円	円		
	計										
取消 した 理 由											
A 当初負担金決定額		B 旧受益者負担分		C 減免額	D 徴 収 猶 予 額	E 差引負担金納付額		F 期別納付額計 (年度第 期まで)		G 最終納期ま での納付額	H 残存納期数
円		円		円	円	円		円		(E－F)	回
現 納 年 付 度 額 変 更 別 欄	期別 区分		年度分計	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	一括納付の額	最終納期 (年度第 期)		
	(1) (取消し前)		円	円	円	円	円	円	左の金額で最終納 期まで納めてくだ さい。 ・ ・		
	(2) (取消し後)										
	(2)－(1)差額(増)										
			納 期 限	6. 30	9. 30	12. 28	3. 31				

- (注) 1 この通知書は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第11条第2項の規定により通知するものです。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 8 号（第12条関係）

下 水 道 事 業 受 益 者 負 担 金 減 免 申 請 書

受付
印

整理番号

年 月 日

天理市長 様

受益者（代表者）（自署）

住 所

氏 名

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第12条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

内 訳	1 土 地	土 地 の 所 在	地 番	地 目	地 積		左 の う ち 減免申請土地		権 利 の 種 類	理 由
					m ²		m ²			
	2 そ の 他									

決 裁				係	※ 備 考		減免通知	賦課台帳

- （注） 1 「土地」については、減免該当受益地の実測図面、付近の地積図及び略図を添付してください。
- 2 「その他」については、証明書等の証拠となる書類を添付してください。

※印欄は、記入しないでください。

様式第 9 号（第12条関係）

下水道事業受益者負担金減免決定通知書

										通知書番号						
賦課年度		受益者 住所 氏名 様						年 月 日 天理市長 印								
台帳番号																
あなたから申請がありました受益者負担金の減免について、下記のとおり決定したので通知します。																
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第10条第2項第 号に該当（ ^{する} / _{しない} ）から（ ^{減免} / _{却下} ）します。																
減 免 額 内 訳	土地の所在	地番	地目	地積		減免対象地積		負担金額	減免率	減免額	理 由					
				m ²		m ²		円		円						
計																
A 当初負担金決定額		B 旧受益者負担分		C 減免額		D 徴収 猶予額		E 差引負担金納付額		F 期別納付額計 (年度第 期まで)		G 最終納期までの納付額 (年度 期から)		H 残存納期数		
円		円		円		円		円		円		円		回		
現 納 年 付 度 額 変 更 期 別 欄	期別 区分		年度分計		第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期		一括納付の額		最終納期 (年度第 期) 左の金額で最終納期まで納めてください。	
	(1) (減免前) 金		円		円		円		円		円		円			
	(2) (減免後) 金															
	(2) - (1)															
			納 期 限		6. 30		9. 30		12. 28		3. 31					

- (注) 1 この通知書は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第12条第2項の規定により通知するものです。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号（第14条関係）

受付印		整理番号				
下水道事業受益者負担金納付管理人 選任 変更 廃止 届						
天理市長 様		年 月 日				
		受益者				
		住 所				
		氏 名				
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第14条の規定により受益者負担金納付に関する事項を処理させるため、納付管理人を次のとおり（選任・変更・廃止）しましたから届け出ます。						
区 分	☐ 選 任 ☐ 変 更 ☐ 廃 止					
納 付 管 理 人 承 認 欄	住 所	(T E L)				
	氏 名					
※（摘 要）			賦課台帳			
						係

備考 ※印欄は、記入しないでください。

様式第11号（第15条関係）

受付
印

整理番号

下水道事業受益者（納付管理人）住所変更届

年 月 日

天理市長 様

受益者

住所

氏 名

受益者（納付管理人）の住所に変更があったから、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分	☐ 受 益 者 ☐ 納 付 管 理 人
旧 住 所	
新 住 所	(TEL)

※（摘 要）		賦課台帳				係

備考 ※印欄は、記入しないでください。